

令和7年11月21日
監査委員決定

令和8年財政援助団体等監査実施計画
(公益財団法人東京2025世界陸上財団及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)

地方自治法第199条第7項等の規定により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）及び令和8年監査基本計画に基づき、令和8年財政援助団体等監査（公益財団法人東京2025世界陸上財団及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

- (1) 公益財団法人東京2025世界陸上財団
- (2) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

2 監査の目的

- (1) 公益財団法人東京2025世界陸上財団

補助等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているかについて検証するとともに、必要に応じて団体を所管する局の指導状況についても監査する。

- (2) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

補助等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているか、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかについて検証するとともに、必要に応じて団体を所管する局の指導状況についても監査する。

3 監査期間

令和8年2月24日（火）から講評日まで

4 監査対象範囲

- (1) 公益財団法人東京2025世界陸上財団

原則として、2025年世界陸上競技選手権大会に関する補助金等の交付期間全体を対象に監査を行う。

- (2) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

原則として、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に関する補助金等の交付期間全体を対象に監査を行う。その他、出資団体の監査を実施する。

5 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和9年2月に行う。